

特記仕様書

件名：令和6・7年度 道路維持管理業務委託（那覇東地区）

履行場所：那覇東地区

履行期間：令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

業務数量：別紙参照

（目的）

第1条 本業務は、那覇市道路管理課が管理する市道、里道、農道において定期的な維持管理や必要に応じた緊急処置等を行うことで、安心安全および快適な道路となることを目的とする。

（適用）

第2条 本特記仕様書は、「令和6・7年度 道路維持管理業務委託（那覇東地区）」に適用する。

（用語の定義）

第3条 監督職員、指示、承諾、協議とは次の定義による。

- （1）監督職員とは、主任現場監督員、現場監督員を総称している。
- （2）指示とは、発注者側の発議により監督職員が受注者に対し、監督職員の所掌事務に関する方針、基準、計画などを示し実施させることをいう。
- （3）承諾とは、受注者側の発議により受注者が監督職員に報告し、監督職員が了解することをいう。
- （4）協議とは、監督職員と受注者が対等の立場で合意することをいう。

（主任技術者及び現場代理人）

第4条 主任技術者は、業務に関する各種工法・規則に精通し、技術的専門知識・経験及び次のいずれかの資格を有していること。

- ・1級土木施工管理技士 ・2級土木施工管理技士（土木に限る。）
- ・1級建設機械施工技士 ・2級建設機械施工技士

2. 現場代理人は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有するものを配置すること。
3. 主任技術者と現場代理人は兼ねることができる。

（一般事項）

第5条 受注者は作業に際し、作業前及び作業中に不明な点もしくは、指示事項に疑義が生じた場合には、速やかに監督職員と協議しなければならない。

2. 緊急に対処を要する場合には、電話等で報告し指示を受けるものとする。

（作業の範囲）

第6条 那覇市内（東地区）における、那覇市道路管理課が管理する道路とする。（別紙区域図参照）ただし、必要に応じ、上記以外での作業や運搬が生じる場合がある。

（実働日）

第7条 本業務は通常、土日、祝日を除いた平日（8：30～17：30）とするが、協議の上、別に定めることができる。なお、監督職員の指示や緊急の必要が生じた場合は、この限りでない。

(緊急対応)

第8条 受注者は、24時間連絡が取れる体制を整え、緊急時には対応しなければならない。

2. 緊急時の体制については、第10条(6)に明確に示し、不測の事態において対応できる状況を確認しなければならない。緊急時において、主任技術者及び現場代理人が対応することができない場合は受注者の責においてこれに対応しなければならない。
3. 緊急時に必要な建設機械や車両等について、点検などの理由により対応できない状況を生じさせてはならない。

(業務内容)

第9条 業務内容は以下のとおり。

- (1) 道路施設(舗装、側溝、付属施設(防護柵等))の簡易的な修繕
 - (2) 道路清掃(路面及び側溝の簡易的な清掃やオイル漏れ等による対応)
 - (3) 街路樹剪定等(高中低木の簡易的な剪定、道路除草)
 - (4) カーブミラー等の設置・撤去、調整
 - (5) 放置物件(ごみ、犬・猫等の死骸、自転車、オートバイ等)の撤去、運搬
 - (6) 不法占用物(選挙ポスター、はり紙、はり札、立看板、のぼり旗等)の撤去、運搬
 - (7) 違反簡易公告物除却活動で生じたごみの回収、運搬、処分
 - (8) 原材料(アスファルト合材、交通安全施設、カーブミラー等)の運搬
 - (9) 台風襲来等による事前対策、および事後処理
 - (10) 依頼のあった道路施設の事前現場調査及び報告
 - (11) その他 発注者が必要と判断したもの
2. 業務に従事するにあたり、使用する建設機械等の取り扱いについては、資格を有する者が行う事とし、主任技術者並びに現場代理人、配置する作業員も含め業務計画書で提出すること。また、作業員の入れ替えがあった場合は、適宜提出を行うこと。

(提出書類)

第10条 受注者は、契約書に基づく書類のほか監督職員へ指定期日までに関係書類を提出しなければならない。

- (1) 着手届・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・着手日
- (2) 現場代理人及び主任技術者届・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・契約後7日以内
- (3) (資格証明書、実務経験証明書、経歴書及び雇用関係証明書の添付)
- (4) 工程表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・契約後7日以内
- (5) 職務分担表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・契約後7日以内
- (6) 緊急連絡表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・契約後7日以内
- (7) 法定外労災補償(建設共済等)契約書の写し・・・・・・・・・・・・・・契約後7日以内
- (8) 請負業者賠償責任保険契約書の写し・・・・・・・・・・・・・・契約後7日以内
- (9) 労働保険証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・契約後7日以内
- (10) 産業廃棄物収集運搬業の許可の写し・・・・・・・・・・・・・・契約後7日以内
- (11) 業務計画書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・契約後14日以内
- (12) 使用材料承諾願・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・契約後14日以内
- (13) 業務日報、業務週報、業務月報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・随時

- (14) 写真管理表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 随時
- (15) 使用材料数量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 随時
- (16) 完了届・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 完了時
- (17) 完了図書一式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 完了時
- (18) 引渡書及び請求書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 完了検査合格後
- (19) その他、監督員が必要とするもの

(報告事項)

第 1 1 条 業務があった週の業務内容について、写真（着手前後、作業状況等）その他必要資料を付し、メール等により翌週実働日までに報告するものとする。

2. 前項の報告と併せ、報告する週の業務予定内容について、報告すること。

(保険)

第 1 2 条 受注者は、作業にあたり業務期間中は下記の保険に加入しなければならない。

(1) 法定外労災補償（建設共済等）

補償限度額 1名につき 2,000 万円以上

(2) 請負業者賠償責任保険

補償限度額（対人） 1名につき 5,000 万円以上、1 災害につき 1 億円以上

補償限度額（対物） 1 災害につき 1,000 万円以上、免責金額 10 万円以下

被保険者は発注者、受注業者、下請業者を含む。

(部分払い)

第 1 3 条 委託期間中の出来高分について、既済部分検査を行い、その都度支払いをすることができる。（那覇市契約規則第 42 条第 3 項の規定回数の範囲内）

(承諾及び協議事項)

第 1 4 条 本業務に関する受注者からの通知連絡、報告等はすべて監督職員が受けるものとし、承諾事項は、監督職員が承諾して、その効力を発するものとする。

(道路上の事故防止)

第 1 5 条 歩行者及び車両の通行に支障があり、事故発生のおそれのある路線の箇所は、事故を未然に防止するよう万全の措置を講じるとともに速やかに監督職員にその旨報告するものとする。

(苦情等の報告)

第 1 6 条 作業中、沿道住民より道路に関する苦情、要望等があったときは丁重に対応し監督職員に報告するものとする。

(建設副産物の処理)

第 1 7 条 「建設副産物適正処理推進要綱」に基づき、再生資源化施設への搬出等建設副産物のリサイクルに努めること。

2. マニフェストシステムを採用し、適正な収集、運搬及び処分を行うこと。

3. 発生する濁水（汚濁）に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水の取扱基準について（通知）（平成 24 年 3 月 28 日付け沖縄県土技第 1257 号）」に基づき、適正に処理すること。

4. 発生する粉体に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水の取扱基準について（通知）（平成 25 年 1 月 17 日付け沖縄県土技第 942 号）」に基づき、適正に処理すること。

(法令等の遵守)

第18条 受注者は、業務を実施するにあたり、法律及びこれに関連する条例・規則等、並びに本市が他の団体と締結している協定書等を遵守しなければならない。

(道路使用許可)

第19条 受注者は、作業前に道路交通法第77条により所轄の警察署から道路使用許可を受けて作業を行う。ただし、道路交通法第41条第4項及び同法令第14条の2に定められた道路維持作業用自動車で届け出及び指定を受けたものについては、許可は不要とする。

(委託の検査)

第20条 受注者は、業務が完了したときは那覇市業務委託契約約款（維持管理）第15条に基づく検査を受けなければならない。

2. 受注者は、検査にあたり以下の書類を作成し、業務完了時に監督員に1部提出するものとする。

(1) 委託契約書（写）

(2) 実施工程表

(3) 業務月報

(ア) 業務進捗状況

(イ) 実施工程表

(ウ) 出来高数量総括表

(エ) 出来高数量内訳書

(オ) 数量計算書

(カ) 業務写真

(キ) 処分伝票及び集計表

(ク) 交通誘導員伝票

(ケ) 業務日誌

(4) 材料伝票

(5) 各種申請書及び許可証

(7) 業務打合せ簿

(8) 安全訓練等の記録

(10) 電子成果品（ア～カ）をPDFにまとめCD-Rで提出

(11) その他監督員が必要と認めた書類

3. 受注者は、検査に必要な図書などについて、監督員又は検査員の指示に従わなければならない。

(暴力団員等による不当介入の排除対策)

第21条 受注者は、当該業務の履行に当って「那覇市発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書（平成23年1月12日）」に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。違反したことが判明した場合には、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。

2. 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うものとする。

3. 暴力団員等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。

4. 排除対策を講じたにもかかわらず、履行期間に遅れが生じる恐れがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うものとする。

(那覇市暴力団排除条例及び同排除要綱に基づく排除対策)

第22条 受注者(落札者)は、暴力団密接関係者を市発注工事等から排除するため、別紙誓約書兼同意書を道路管理課へ提出しなければならない。

2. 受注者は、当該業務委託契約書等関連の中で、直接の発注者又は雇用者(以下「直近上位発注者」という。)に対し「1次及び2次下請以下の全ての下請負契約者及び日雇労働者は、直近上位発注者に誓約書兼同意書(下請用)を提出しなければならない」旨の義務を課さなければならない。

3. 受注者は、直近上位発注者に対し、誓約書兼同意書(下請用)を提出しない者と、下請契約等を締結してはならない旨の指導をしなければならない。

4. 受注者はその旨、全ての当該業務委託等関連者に周知しなければならない。

(その他)

第23条 本特記仕様書および図書に定めのない事項、または疑義が生じた場合は、監督職員と十分協議して対処する。

-----補 足 事 項-----

- ① 平日は基本的に3人体制(普通作業員1人、軽作業員2人)で作業を行い、必要に応じて人員を追加する。例(普通作業員が草刈機で作業し、軽作業員が飛散防止ネットを持つ等)
- ② 建設機械(高所作業車やバックホウ等)を使用する場合には、必要に応じて特殊作業員や土木一般世話役等を追加する。
- ③ 交通誘導員は現場に応じて、必要な場合に配置する。
- ④ 道路使用許可については、3ヶ月×4回で申請および許可を受けること。
- ⑤ 作業車両の色については、指定はありません。(道路使用許可を受けた車両については、管理者指定色(黄色に白帯)にする必要はないと警察に確認済み)
- ⑥ 除草作業(低木の簡易的な剪定を含む)については、陳情等を踏まえ、監督職員と十分に打合せを行い、定期的を実施すること。
- ⑦ チェーンソーや草刈り機を使用する作業においては、作業員は以下の講習を受講したものを従事させなければいけない。
 - ・チェーンソー:「チェーンソーによる伐木等の業務に関する特別教育」
 - ・草刈り機:「刈払機取扱い作業員安全衛生教育」
- ⑧ 緊急対応は対応する人員及び建設車両、建設機械等の理由により、対応出来ない状況が生じないよう計画・立案を行い従事すること。